

## e 発明塾 契約約款

### 第 1 条 <目的>

- 1 e 発明塾 契約約款(以下「本約款」)は、TechnoProducer 株式会社(以下「当社」)が e 発明塾を法人に対し提供し、法人がその提供を受けるにあたり、e 発明塾の利用条件を定めたものです。

### 第 2 条 <利用法人と利用者>

- 1 本約款における利用法人とは、本約款を承諾の上、所定の手続に従い当社に e 発明塾の利用を申し込み、当社が当該申込を承諾することにより e 発明塾を利用する法人をいいます。
- 2 本約款における利用者とは、前項における利用法人に属し、その利用法人から受講者及び／又は管理者として指定された個人をいいます。

### 第 3 条 <e 発明塾>

- 1 e 発明塾とは、当社が利用者に対し Web を含む各種媒体で提供し、本約款に基づき利用者が利用することのできる教材／サービスの総称をいい、以下のものから構成されます。
  - (1) e ラーニング教材
  - (2) 冊子教材
  - (3) その他当社が運営する Web サイトで提供されている付随的なサービス
- 2 e 発明塾は複数の講座を有します。利用法人は講座単位で受講を申し込むことができます。
- 3 当社は、利用法人及び利用者に事前の通知をすることなく、第 1 項及び第 2 項に定める e 発明塾の教材／サービス／講座の変更・追加・廃止等を行うことができます。但し、当該変更等の時点で既に利用法人と当社との間で、第 4 条第 1 項に基づく講座提供契約が成立済みの講座については、当該講座提供契約の内容に従い、利用者は講座提供契約期間の終了まで当該講座を受講できます。

### 第 4 条 <講座の提供>

- 1 講座の受講を希望する法人は、所定の手続に従い当社に講座受講の申し込を行い、当社が当該申込を承諾することにより、当該講座に関して利用法人と当社間に講座提供契約が成立するものとします。講座提供契約には、利用法人と当社との間に別段の合意がない限り、本約款が適用されます。尚、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は当該申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 講座の受講を希望する法人が第 2 条第 1 項又は本項に基づき申告した内容に、虚偽の事実、記入漏れ、又は誤記があることが判明した場合
  - (2) 講座の受講を希望する法人に当該講座の利用料金の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合
  - (3) 講座の受講を希望する法人が過去に本約款に違反したことがある場合
  - (4) 当社の業務の遂行上又は技術上の支障がある場合
  - (5) その他当該申込を承諾することが不適切と当社が判断した場合
- 2 e ラーニング教材は、講座提供契約が成立した講座について、利用法人と当社との間で合意した期間に限り、閲覧が可能です。閲覧の際に必要な URL、ユーザ ID、パスワードについては、受講開始日の前日までに、電子メールを通じて当社から利用者へ通知します。尚、当社から配信する電子メールが何らかの理由から利用者へ届かない場合、電子メールアドレスが正しいかどうかを確認した後の再通知や、別の手段による通知を行います。閲覧の際に必要な URL、ユーザ ID、パスワードの通知が、受講開始日以降となることがあります。
- 3 冊子教材は、講座提供契約が成立した講座について、講座提供契約にて利用法人と当社との間で合意した受講人数と同じ部数を、利用法人が指定する配送先へ配達いたします。利用法人による配送先の指定は日本国内の 1 か所とし、指定された 1 か所に受講人数と同じ部数をまとめて配送します。配送料金は、講座の利用料金に含まれます。受講開始日の 3 日前までに到着するよう、当社又は当社の業務委託先から発送します。但し、交通事情、配送業者の事故、印刷・製本段階での事故等により、冊子教材の到着が遅れることがあります。冊子教材の到着が遅れる場合、その事態の判明から遅滞なく、当社から利用企業へ通知します。尚、冊子教材が利用法人に到着した後に、利用法人もしくは利用者の責による破損、汚損、紛失等を事由として追加の冊子教材が必要となる場合、利用法人からの依頼に基づいて、当社から追加の冊子教材を配送することができます。但し、追加で配送する冊子教材とその配送の費用は、講座提供契約で合意した費用には含まれず、別途費用が発生します。
- 4 利用者は、e ラーニング教材の閲覧が可能な期間において、学習システムを通じて、当社へ質問することができます。尚、質問回数の制限、回答

までの期間、回答の対象外となる質問等、質問へ回答を提供する条件については、eラーニング教材や電子メールを通じて利用者へ通知します。

#### 第5条 <利用料金>

- 1 利用法人は、講座毎に定められた利用料金に所定の消費税相当額を付加した金額を、次項に定める方法により当社に支払います。
- 2 利用料金は、見積書や請求書等に記載された当社指定の口座への銀行振込によって支払うものとし、支払いに必要な振込手数料やその他の費用はすべて利用法人の負担とします。
- 3 当社は、前項により支払われた利用料金を、いかなる場合も利用法人に返還しません。

#### 第6条 <解約及び変更>

- 1 第4条第1項に基づく講座提供契約が成立済みの講座について、利用法人及び／又は利用者の都合による解約及び変更はできません。

#### 第7条 <ユーザID・パスワードの管理>

- 1 利用法人及び利用者は、e 発明塾の利用にあたり当社から発行されたユーザ ID 及びパスワードの管理について責任を持ち、いかなる第三者にも貸与又は譲渡できません。また、これらが第三者に使用されたことにより当該利用法人及び／又は当該利用者に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 2 利用法人及び利用者は、ユーザ ID 及びパスワードを忘れた場合や盗用された場合は、速やかに当社に連絡し当社の指示を受けるものとします。

#### 第8条 <禁止事項>

- 1 利用法人及び利用者は、e 発明塾の利用にあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしてはなりません。
  - (1) e 発明塾を利用する権利を第三者に譲渡、移転又は貸与し、もしくは担保に供する行為
  - (2) 当社、他の利用法人、他の利用者、第三者の著作権等の知的財産権を侵害する、又は侵害するおそれのある行為
  - (3) 他の利用者のユーザ ID 及びパスワードに不正にアクセスする、もしくはこれを自己又は第三者のために使用する行為
  - (4) 他の利用者、第三者のプライバシーを侵害する、もしくはその機密情報(第9条にいう個人情報を含む)をその他の第三者に開示又は漏洩するあるいは自己又は第三者のために使用する行為
  - (5) 利用法人及び利用者の技術情報等、利用法人及び利用者が秘密にすべきと考えられる情報を、e ラーニング教材を通じて当社が管理する学習システムへ送信する行為
  - (6) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、e ラーニング教材を通じて使用又は提供する行為
  - (7) 当社、他の利用法人、他の利用者、第三者を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する行為
  - (8) 当社、他の利用法人、他の利用者、第三者に損害を与え、又は e 発明塾の運営に支障を与える、もしくは与えるおそれのある行為
  - (9) e ラーニング教材を通じて表示又は提供される情報を改ざんする行為
  - (10) e 発明塾を通じ又はこれに関連して営利活動を行うなど、e 発明塾の趣旨から外れた行為
  - (11) 事実あるいは公序良俗に反する情報を、e ラーニング教材を通じて他の利用者や第三者に送信又は表示する行為
  - (12) その他、法令あるいは公序良俗に違反し、又は当社、他の利用法人、他の利用者、第三者に不利益を与える、もしくはそのおそれのある行為
- 2 当社は、利用法人及び／又は利用者の行為が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、事前の通知なしに、当該利用者が送信又は表示する情報の全部もしくは一部の削除又は不表示、あるいは第13条第2項に基づく利用法人及び利用者の地位からの強制脱退、もしくは e 発明塾の提供中止等、当社が適当と判断する措置を講ずることができます。
- 3 前項に関して、当社は利用者が送信又は表示する情報に関する行為の監視及び情報削除義務、並びに当該情報の正確性、特定目的への適合性等の保証責任を負うものではありません。当社が監視又は削除しなかったことにより利用法人、利用者又は第三者が被った損害に関し、当社は一切責任を負いません。

#### 第9条 <個人情報>

- 1 本約款における個人情報とは、利用者に関する情報であって、講座の利用申込時もしくは利用時に当社に蓄積された、利用者の氏名、電子メールアドレス、テストスコア等の情報等であって、当該個人を識別できるものをいいます。
- 2 利用者の情報は、e 発明塾の円滑な提供及び運営、e 発明塾の改善、教材の送付等の請求・申込された事項への対応及び当社サービス等のご

案内のために利用します。法令等により開示を求められた場合を除き、利用者の個人情報を利用者の同意なしに業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません。

- 3 e 発明塾の教材／サービス提供の一環として、教材配布、質疑応答、テスト採点、添削、ガイダンス等講座運営に必要なサービス、システム運用等の実務の全部又は一部を第三者(以下「委託先」という)に委託する場合、当社は本条に定めるのと同等の義務を当該委託先に課した上で、当該委託先に対し個人情報を開示できます。

#### 第 10 条 <著作権等>

- 1 当社が e 発明塾において利用者に表示又は提供する一切の情報、教材、テスト、サービス内容等に関する権利は、著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、特許権等、いかなる権利であるかを問わず、すべて当社に帰属するか、当社が著作権者等の権利者より許諾を得て使用しているものです。
- 2 利用者は、事前に当社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、e 発明塾の教材／サービスを通じて表示又は提供される著作物を、著作権法で定める私的使用を超える範囲で利用することはできません。利用者は、当社が表示又は提供するいかなる情報、教材、テスト、サービス内容等も、複製、出版、翻訳、譲渡、貸与等を行うことはできません。また、その方法の如何を問わず、いかなる第三者にも使用させてはなりません。
- 3 当社は、e 発明塾の教材／サービスの提供過程で利用者当社又は委託者との間で行われた質疑応答の内容、利用者が e ラーニング教材に投稿、発信又は提出した発言、メッセージ、提出課題等を、当該利用者のプライバシーを侵害しない範囲において、e 発明塾を含む当社の教育又は出版関連サービスに自由に利用できます。尚、利用者は、当該利用について、著作者人格権を行使しません。

#### 第 11 条 <損害賠償>

- 1 当社は、当社の責に帰すべき事由により、本約款に基づく義務を履行しなかった場合、当該不履行により利用法人及び利用者が発生した直接かつ現実の損害につき、当該損害の直接の原因となった講座の利用料金相当額を限度として、賠償責任を負います。
- 2 当社は、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、前項に定める場合を除く e 発明塾の利用に関して利用法人及び利用者が被った損害、その他下記の事由に起因して生じた損害については、債務不履行、不法行為を問わず、一切の責任を負いません。
  - (1) 通信回線工事、又は通信回線の不通、不良等に起因して発生した損害
  - (2) 停電(法定点検による停電も含む)に起因して発生した損害
  - (3) 火災、天災地変、その他不可抗力に起因して発生した損害
  - (4) 利用企業又は利用者の責に帰すべき事由に起因して発生した損害
  - (5) 第 12 条第 1 項(1)又は(2)によるサービスの中断に起因して発生した損害
  - (6) アプリケーションソフトを故意に改造する第三者、いわゆるハッカー等の介入に起因して発生した損害
  - (7) 上記に準じることに起因して発生した損害

#### 第 12 条 <サービスの中断>

- 1 当社は、次に掲げる事由のあるときは、e 発明塾のサービス提供を中断することができます。
  - (1) 当社又は委託者等の設置又は利用するシステムの保守又は工事のためやむを得ない場合
  - (2) 当社又は委託者等が設置又は利用するシステムに障害・作動不良等が発生した場合
- 2 当社は、前項の規定により e 発明塾の提供を中断するときは、あらかじめその旨を利用者に通知します。但し、緊急かつやむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 13 条 <サービス提供の中止>

- 1 利用法人及び利用者は、当社所定の方法により、いつでも e 発明塾の利用又は講座の受講を中止することができます。但し、その場合でも、第 5 条第 3 項の規定が適用されるものとします。
- 2 当社は、利用法人及び／又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用企業及び当該利用者への事前の通知なくして、当該利用企業及び当該利用者を e 発明塾サービス利用者の地位から強制脱退させるか、もしくは当該利用企業及び当該利用者に対する e 発明塾サービス又は講座の提供を中止することができます。
  - (1) 利用料金等の債務について、支払期日を経過し、相当な期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に当社に対して全額の支払い

がなかったとき

- (2) 本約款及び／又は講座提供契約の内容に違反し、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正を行わないとき
  - (3) 講座提供契約の成立後に、第4条第1項(1)号から(5)号のいずれかひとつにでも該当することが判明したとき
  - (4) 利用法人及び／又は利用者の行為が第7条第1項、第8条第1項各号のいずれか、もしくは第10条第2項に該当することが判明したとき
  - (5) その他、本約款に基づく義務の履行が困難になり、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- 3 利用法人は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、利用料金等の債務をただちに当社に対して弁済するものとします。

#### 第14条 <反社会的勢力の排除>

- 1 利用法人及び当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
  - (1) 取引開始前又は取引継続期間内において、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
  - (2) 取引開始前又は取引継続期間内において、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)又は社員が反社会的勢力ではないこと
  - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、講座提供契約を締結するものでないこと
  - (4) 取引継続期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 利用法人又は当社の一方について、この契約の有効期間内に、前項のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、契約を解除することができます。
- 3 当社が前項の規定によりこの契約を解除したときは、当社は、利用法人に対して、利用料金に相当する金額(既に利用料金の一部を受領している場合は、その額を除いた額。尚、当該業務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を除きます。)を違約金として請求することができます。

#### 第15条 <合意管轄裁判所>

- 1 本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第16条 <準拠法>

- 1 本約款に関する準拠法は日本法とします。

#### 第17条 <疑義等>

- 1 本約款に定めなき事項又は解釈に疑義を生じた事項については、利用法人と当社との間にて誠意をもって協議の上解決します。

#### 付則

- 1 本約款は、2016年6月13日より効力を発します。